

生徒心得

令和6年8月28日改定
福岡県立柏陵高等学校

進取・創造・敬愛の校訓のもと、本校は次のような生徒の育成を目指す。

①新たな目標を自らの意思で設定でき、その目標に向かって不断の努力をする生徒。

②小さな気づきを大切にし、周囲に配慮できる素直で心豊かな生徒。

③母校に誇りを持ち、生徒会活動や部活動を通して、生き生きとした学校生活を送る生徒。

「希望と情熱」「愛情と信頼」に満ちた清新で活力みなぎる校風創りのため、規律を重んじ、本校生徒として常に自覚と誇りをもって責任ある行動をすること。

1 学校生活

- (1) 校内・校外を問わず明るく元気な挨拶に努めること。
- (2) 時間厳守を心掛け、常に早め早めに行動するようにすること。
- (3) 清掃に一生懸命に取り組み、周囲の環境の美化に配慮すること。
- (4) 相手や状況によって、敬語を含めた適切な言葉づかいを心がけること。
- (5) 学校生活及び、学業に不必要な物は持ってこないこと。

2 服装

服装はその人の品位を表すものである。清潔で端正な服装を心がけること。

(1) 共通事項

- ア 本校制服は夏服・冬服・中間服の3種類とするが、これらの移行期間は設けないので、体調や気候等を考慮し、各自で判断して着用すること。
- イ 中間服・夏服を着用する場合は、肌着（華美でない色の無地で柄はワンポイントまで可）を着用すること。
- ウ ソックスは、白、黒、紺のソックス（無地、柄はワンポイント可）を着用する。ただし、長さはくるぶしよりも短くならないこと。
- エ 休業日に、部活動のみのために登校する場合は、顧問の指示のもと、各部統一の練習着・ジャージ等を着用して登校することができる。

(2) 男子

- ア 冬服の上着を脱いだときは本校指定のカッターシャツであること。
（指定のベストを着用してもよい）
- イ ズボンの裾を引きずらないこと。
- ウ 通学靴は運動靴（華美でないもの）とする。

(3) 女子

- ア 学校指定のリボンまたはネクタイ（夏服の半袖セーラーブラウス着用時はリボンのみ）を必ずつける。
- イ 中間服は、本校指定のブラウスを着用する。（指定のベストを着用してもよい）
- ウ スカート丈は膝の中心を基準とし着用する。
- エ 通学靴は黒のコインローファー（踵の高さが2.5cm以内のもの）、または運動靴（華美でないもの）とする。

3 頭髪（眉毛・化粧等含む）

頭髪は常に清潔で学校生活に支障のないように端正であること。

（1）頭髪

- ア 前髪は目にかからない。長い前髪は、分けるかピンで留めておく。
※視界に影響がない状態にすること。
- イ 横髪・後ろ髪が肩のラインを超える場合は結髪する。
- ウ ヘアピン・ヘアゴムは、過度に装飾があるものは禁止する。
- エ パーマ・染色・脱色等の加工は禁止する。その他髪の変形・加工で過度に自然な状態でない場合は職員の判断で指導する。

（2）眉毛

- ア 自然な状態を保ち、本来の形を極端に変えない。
- イ 薄い眉毛等に対して化粧をしない。

（3）禁止事項（男・女共通）

- ・エクステ、ドライヤー等による変型、ピアス、化粧（顔全体へのファンデーションやカラーリップ、目の周りの化粧、特にアイライン、マスカラ、アイプチ等）、マニキュア、ペディキュア、整髪料、カラーコンタクト
- ・癬毛、赤毛の生徒は、事前（1年生は入学直後、2・3年生は1学期開始時）に学級担任及び生徒指導課へ申し出ること。

4 通学カバン

特に指定はしないが、華美でないものを使用すること。

5 携帯電話（スマートフォン）

（1）校内

- ア 電源を切った上で、各自の責任において管理すること。
- イ 授業で使用する際は、授業後に毎回電源を切ること。

（2）校外

- ア 門前及び駐輪場下校門前での使用は禁止とする。
- イ 上記以外で使用する場合は下記の点に注意すること。
 - ・自転車乗車中、歩きながらの利用（イヤフォン利用を含む）の禁止。
 - ・公共の場所（バス等）での利用はマナーを守ること。

（3）SNS等を利用する際の注意事項

- ア 送信・投稿する時に、誤解されるような表現、他人を誹謗中傷するような表現、いじめと疑われる表現はしない。
- イ 個人が特定できるものは載せない、送らない。
(写真、動画、学校名、氏名、住所、電話番号、IDなど)

6 防寒着

- （1）校舎内、教室内では着用しないこと。
- （2）防寒着の色は単色とし、華美でないものを着用すること。
- （3）マフラー・ネックウォーマーは、華美でないものを着用すること。
- （4）制服の下に着用するものについては男女とも制服の襟や袖、上着、ズボン、スカートの下からはみ出さないように留意すること。
- （5）女子の黒タイツの着用を認める。
- （6）教室内、学習スペースでのひざ掛けの使用を許可する。ひざ掛けは、華美でないものを着用すること。

7 体操服

男女とも学校指定のものを着用する。(夏・冬共)

8 自転車通学

自転車通学を希望する者は、本校自転車免許を取得して許可を受けなければならない。

(1) 免許取得条件

- ア 自転車免許取得(更新)講習会の受講
- イ 自転車安全点検の合格
- ウ 学科テストの合格(1年生のみ)
- エ セーフティアドバイザー養成講習会の受講(1年生のみ)
- オ 自転車任意保険の加入

(2) 自転車免許規定に違反した場合は、一定の期間、自転車通学を許可しない場合がある。また、違反を繰り返す生徒については、特別指導も含めた指導を行う場合がある。

(3) 通学にあたって

- ア 常に免許証を携帯し、道路交通法を遵守すること。また、自転車は自動車等と同様の「車両」であることを意識し、歩行者優先・譲り合いの精神を持って、被害者にも加害者にもならない運転を心がけること。
- イ 本校は、近隣の交通状況および地域の方との申し合わせにより、学校近隣では通学路を指定しているので、必ず守ること。(通学路以外および近隣マンション内の私有地を通行しない)
- ウ 下校時、本校から北方向へ下る道路(通称 柏陵坂)を通行する際には、下車し、押して通行すること。(柏陵坂乗車の禁止)
- エ 雨天時にはカッパを着用すること。
- オ 事故等にあつた場合は、相手の連絡先を聞くなど適切な対応をすること。

(4) 自転車の主な交通ルール(道路交通法による)

- 左側通行(車道の左端に寄って通行)
- 歩道通行可の歩道であっても、歩行者を優先し、車道寄りを徐行して通行
- 二人乗りの禁止
- 並進の禁止
- 夜間のライト点灯
- 携帯電話、音楽を聞きながらの運転禁止

9 登下校

- (1) 落ち着いて授業に臨めるように、時間に余裕をもって登校すること。
- (2) 登下校の際は必ず決められた通学路を通ること。
- (3) 登下校の際は、交通道德・交通規則を遵守して事故防止に努めること。
- (4) 事故にあつた時は直ちに学校及び必要に応じて警察に連絡すること。
- (5) 電車、バスで通学するものは、乗降に注意し、車中では他の乗客の迷惑になるような行為は厳に慎むこと。
- (6) 下校時間は学校が定める完全下校時間(3~10月は19時30分、11~2月は19時)とする。居残りの必要がある時は指導教師の許可を得る。なお、部活動の生徒等については別に定める。
- (7) 保護者の自家用車による送迎は、原則として禁止する。必要な事情がある場合は、担任に相談すること。

10 休業日の教室使用

- (1) 生徒が教室を解錠し、使用することは原則として禁止する。
- (2) 生徒が教室を使用する場合は、教員の許可を得て、その監督のもとに使用する。

- (3) エアコンを使用する場合は、監督の教員が電源のON・OFFを行う。
- (4) (2)の使用後は確実に戸締り・消灯・施錠をし、鍵を職員室に返却するとともに、監督の教員に報告する。
- (5) 教室の使用は、遅くとも17時までとする。
- (6) 模擬試験や土曜講座、夏期・冬期講習については、上記の限りではない。

1 1 環境・美化

校舎、校具および樹木等を大切に扱い、清潔で明るい環境を保つために校舎内外の美化清掃に努めること。

- (1) 清掃は全員で協力して行い、指導教師の点検を受けること。
- (2) 校舎内の机、椅子その他の校具は丁寧に扱い、落書き等しないこと。
- (3) 教室、運動場その他の場所では、その使用目的に反するような行動は慎むこと。
- (4) 校内の電気、ガス等については、係教師の許可と指導のもとに使用すること。

1 2 集会・掲示物

- (1) 集会・会議その他特別の行事、活動を催す場合は、その責任者は関係教師の承諾を得て、許可を得る。(生徒指導主事→学校長)
- (2) 掲示及び印刷物配布等をする場合は、関係教師の承諾を得て許可を受ける。(生徒指導主事→学校長)
- (3) ポスター等の掲示物は生徒指導課の検印をもらった上で、必ず指定された場所に貼ること。
- (4) 掲示許可期間後は、責任者が速やかに撤去すること。

1 3 校外生活

- (1) 生徒証明書は常時携帯すること。
- (2) 通学定期券・学割・身分証明書等の使用については規定を厳守すること。
- (3) 遊技場等、高校生として好ましくない場所へは立ち入らないこと。
- (4) 交友間での外泊はしないこと。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。無断アルバイトは特別指導の対象とする。
- (6) 運転免許証(自動車・原動機付自転車)の取得は禁止する。
- (7) 保護者同伴以外の夜間外出は午後9時までとする。
- (8) 問題行動等を起こした場合は、直ちに生徒指導課へ届け出ること。

1 4 政治活動等

- (1) 18歳未満の生徒の選挙運動は学校内外を問わず法律で禁止されている。
- (2) 学校の構内での選挙活動・政治活動
 - ア 学校の構内で行われる教育活動中(授業、生徒会活動、部活動等)において政治的中立を損なうおそれがある選挙運動や政治活動は禁止する。
 - イ 放課後や休日等においても学校の構内での選挙運動や政治活動については禁止する。
- (3) 学校の構外での選挙運動・政治活動
 - ア 学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治活動についても、下記に示すように、校長が本校の教育活動に支障をきたすと判断した場合には、これを禁止する。
 - ・違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治活動等になるおそれが高いものと認められる場合。
 - ・本人及び他の生徒に対し学業や生活などに支障があると認められる場合。
 - ・生徒間における政治的対立が生じるなどして本校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合。
 - イ 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治活動は、保護者及び家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものとする。ただし、本校制服を着用しての活動は禁止する。

15 生徒心得の改定

- (1) 改定の発議は、生徒からの直接の提案（生徒総会前の議題についてのクラス討議、生徒会が設置した意見箱への投書等）、校則検討委員会（PTA役員・理事、生徒会役員、校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導課長で構成）からの意見、または職員生徒指導課の諮問等を受けて生徒会が行う。
- (2) 生徒会は、改定案を生徒総会に発議して審議を求め、出席生徒の3分の2以上の賛成で可決される。
- (3) 改定案は、校務運営委員会で審議し、校長の判断により決定する。